

◆ 専門実践教育訓練給付制度のご利用について ◆

日本マンパワー「キャリアコンサルタント養成講座」は、専門実践教育訓練給付制度の対象講座です。本制度のご利用により規定の支給要件を満たすと、お申し込み者ご本人が支払った教育訓練経費の最大 70%に相当する額が支給されます。

※**弊社講座受講において給付制度利用をご希望の際は必ず I の 1. お申し込み前の手続き**を確認し、**ハローワークで手続きのうえお申し込み**ください。

【本資料の記載事項】 I 専門実践教育訓練給付制度～ご利用の流れ

1. お申し込み前の手続き
2. 講座修了後

II 専門実践教育訓練給付制度について

I 専門実践教育訓練給付制度～ご利用の流れ

1. お申し込み前の手続き

スクーリングの希望クラスを「仮予約」のうえ住所を管轄するハローワークで下記のお手続きをお願いします。

※**住所を管轄するハローワーク**で、**原則、受講開始日の 1 ヶ月前までに下記 STEP 2 までの手続き**をお済ませのうえ、『**受給資格者証**』を取得してください。

※**1 ヶ月前を過ぎた場合のお手続き**については、下記 **★**をご参照の上 **ハローワークにご確認ください**。

申請前に～受給資格・支給要件のご確認～

専門実践教育訓練給付制度の**受給資格【受講開始日時点】**をご確認ください。

受給資格があるかご不明な場合は、ご自身の**住所を管轄するハローワーク**に照会(支給要件照会)してください。

◆◆◆ハローワークインターネットサービス 教育訓練給付制度◆◆◆

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

STEP 1

『訓練前キャリアコンサルティング』実施・『ジョブ・カード』作成

本制度の利用について、**管轄のハローワーク**で電話等により確認してください。ハローワークの案内に従い、『ジョブ・カード』を記入の上、『訓練対応キャリアコンサルタント』による『訓練前キャリアコンサルティング』を受けてください。予約や方法等については、地域により異なりますのでハローワークへお尋ねください。『ジョブ・カード』は、『訓練前キャリアコンサルティング』での発行から1年間有効です。

★受講開始日より前に『訓練前キャリアコンサルティング』を受けていれば、受講開始日以降でもSTEP 2「受給資格確認申請」を行うことができます。お手続きの詳細は、必ずお申し込みの前にハローワークにてご自身でご確認ください。

STEP 2

ハローワーク窓口へ必要書類の提出（受給資格確認申請）

STEP 1 の『ジョブ・カード』、『受給資格確認票』、写真など必要書類をハローワーク窓口へ提出してください。必要書類は、ハローワーク・上記[ハローワークインターネットサービス](#)にてご確認ください。提出書類のうち、ハローワークで配布される『受給資格確認票』に記入いただく講座関連の項目は下記の通りです。

◆教育訓練給付金『受給資格確認票』のご記入に必要な講座関連の項目

7. 指定番号： **48168-172001-4**

・教育訓練施設の名称： 株式会社日本マンパワー

・教育訓練講座名： キャリアコンサルタント養成講座（総合）

8. 受講開始予定年月日 / 受講修了予定年月日

【第 18 回 3 月開講】 **令和 3 年 3 月 16 日（受講開始日）～令和 3 年 8 月 15 日**

STEP 3

『受給資格者証』の取得（受給資格決定）

ハローワークから『受給資格者証』の交付を受けてください

（STEP 2 当日に手渡し、郵送で後送などハローワークにより異なります）。

※**受給資格者証の受講開始日がお申し込み回・開講月の受講開始日と同一の日付となっているかを必ずご確認ください（受給資格者証サンプルは本資料最終ページを確認ください）**

※『受給資格者証』は受講修了後の給付金支給申請に必要です。『受給資格者証』取得につきましては、講座お申込時に加え、**スクーリング 1 日目**に弊社において確認いたします。弊社でご確認ができない場合、給付金支給申請に必要な書類を発行できない場合があります。

<ご注意> ハローワークでの手続きは、ご本人が、ご自身の住所を管轄するハローワークで行ってください。やむを得ない理由があると認められない限り、代理人や郵送での手続きは認められません。

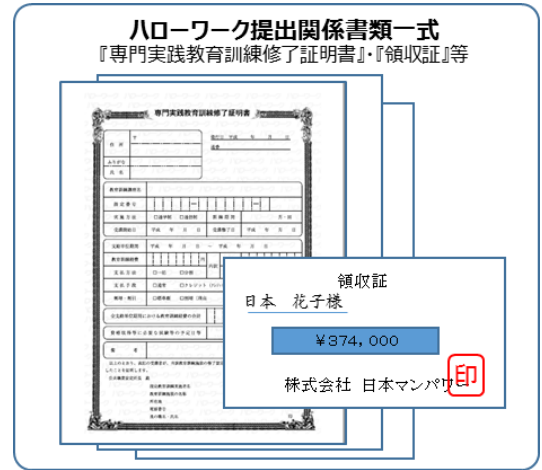
2. 講座修了後

■ハローワーク提出関係書類一式の郵送

講座の修了基準を満たした方に、講座の「修了証」とは別便で、ハローワークに提出する『専門実践教育訓練修了証明書』『領収証』等受講者本人のお支払いを証明する書類や申請様式など、書類一式を一括でお送りします。支給申請についてもご案内します。

■国家資格試験出願・受験・合格・登録

ご自身で出願の手続きをお願いします。
20%追加支給申請の給付金を受けるためには、各講座で目指す修了直後の試験回での受験・「1回で合格」のうえ、その後、国家資格キャリアコンサルタントとしての登録が前提となります。



※支給申請について

■修了時【50%】支給申請

■追加給付【20%】支給申請

[Ⅱの3. 支給について](#) をご参照ください。国の規定の期日までにお手続きください。
支給申請手続きで「受給資格者証」や修了後弊社よりお送りする書類を使用します。

<ご注意>

割引制度などが適用された場合は割引後の額が教育訓練経費となります。また、教育訓練の受講に伴い、事業主などが手当てを支給するなど、受講料の一部を負担する場合は、当該金額を教育訓練経費から差し引いて申告する必要があります。

Ⅱ 専門実践教育訓練給付制度について

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。お手続き等の詳細はハローワークでご確認ください。

2. 支給対象者（雇用保険の被保険者・雇用保険の被保険者であった方）

- ・支給要件の詳細は、住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。
- ・受給資格の確認につきましては、必ず、事前にご自身の住所を管轄するハローワークに直接照会してください。

◆初めて教育訓練給付金を受給する場合

「受講開始日」前までに支給要件期間（支給要件期間とは、「受講開始日」までの間に雇用保険の被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます）が2年以上ある方

※受講開始日は、各回によって異なります。

◆過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合

★平成26年10月1日以降に受給された方

前回の教育訓練給付金受給日から今回の「受講開始日」までの間に支給要件期間（支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の被保険者等として雇用された一定の要件を満たす期間をいいます）が3年以上かつ前回の受給（支給決定日）から3年以上ある方

★平成26年9月30日以前に受給された方

前回の「受講開始日」から今回の「受講開始日」までの間に支給要件期間が2年以上ある方

※上記いずれの場合も、離職中の方は、離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であることが必要です。ただし、妊娠・出産等による適用対象期間の延長制度（最大20年）や転職をされている場合の被保険者期間の計算方法などの定めがありますので、詳細はハローワークにてご確認ください。

